

愛知県地域防災計画の修正

1 地域防災計画の修正

都道府県地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき、都道府県の地域に係る防災に関し、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱並びに災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないこととされている。

また、災害対策基本法第 14 条に基づき、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている。

2 主な修正事項

(1) 市町村合併に伴う強化地域及び推進地域の拡大

平成 17 年 4 月 1 日、内閣総理大臣は、市町村合併に伴い、東海地震に係る「強化地域」及び東南海・南海地震に係る「推進地域」を改めて指定した。

これにより、次表のとおり修正する。

区分	変更前	変更後
強化地域	<p>名古屋市始め 5 7 市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;"> 佐屋町 立田村 八開村 佐織町 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 豊田市 </div>	<p>名古屋市始め 5 4 市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 愛西市 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 豊田市 </div>
推進地域	<p>名古屋市始め 7 8 市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;"> 一宮市 尾西市 木曽川町 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 稲沢市 祖父江町 平和町 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 豊田市 藤岡町 下山村 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 佐屋町 立田村 八開村 佐織町 </div>	<p>名古屋市始め 6 9 市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 一宮市 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 稲沢市 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 豊田市 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> 愛西市 </div>
対象外	<p>旭町始め 6 町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;"> 小原村 足助町 旭町 稲武町 </div>	<p>豊根村、富山村の 2 村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px; margin-left: 100px;"> (豊田市へ合併) </div>

現在の市町村数 7 4 市町村

(2) 中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）の開港

中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）が平成17年2月17日に開港したことにより、中部国際空港の航空機事故の応急対策等を記載するとともに、名古屋空港の管理者が県になったことにより、記載事項を修正する。

主な点は、

- ・ 地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の第1編総則のうち、中部国際空港株式会社の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、また、県営名古屋空港は県の管理となるため、県の処理すべき事務又は業務の大綱に追加する。（資料2・1～3ページ及び資料3・1～2ページ）
- ・ 両空港の航空機事故の予防対策及び応急対策について、風水害等災害対策計画第2編及び第3編に記載する。（資料3・4～5ページ、14～16ページ）
- ・ 中部国際空港は、強化地域に存することから、地震災害対策計画第3編東海地震に関する事前対策に、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の中部国際空港の対応に関する事項を追加する。なお、警戒宣言が発令された場合、中部国際空港は緊急輸送等の機能を除き閉鎖されることとなる。（資料2・10ページ）
また、地震発生後の応急対策として、第4編第25章港湾・漁港及び空港施設対策に、災害対策本部の設置や津波からの避難誘導などの対策を記載する。（資料2・16ページ）

(3) あおなみ線及び東部丘陵線の開業

平成16年10月6日にあおなみ線（名古屋臨海高速鉄道株式会社）が開業し、平成17年3月6日に東部丘陵線（愛知高速交通株式会社）が開業した。ともに強化地域内を運行する鉄道であるため、東海地震注意情報発表時や警戒宣言発令時の運転規制等の対応を地域防災計画に記載する。なお、両線とも警戒宣言発令時には運転は中止となる。（資料2・9～10ページ）